

日本CFO協会 第112回CFOセミナー

決算早期化(30日以内開示)を達成する方法

公認会計士 武田雄治
2010.1.19



■武田雄治

公認会計士・税理士・登録政治資金監査人
経営と会計をつなぐアドバイザー
武田公認会計士事務所 所長
株式会社スリー・シー・コンサルティング コンサルティング事業部部長
会計・税務ファーム 北浜総合会計事務所 パートナー
会計コンサルティングファーム MAAS LLC パートナー

関西学院大学商学部卒業。
在学中は、財務会計界の権威である平松一夫元学長のもと、証券取引法に基づくディスクロージャー制度について研究し、会計を生業とすることを決意する。

公認会計士試験合格後、新日本監査法人、あずさ監査法人に入所。
試験合格後、「人が10年かかって到達する所へ5年で行こう」と思い、当時最も仕事が厳しいと言われていた部署へ配属を希望。入所直後から夜中も休日も働き、上司から「働きすぎだから、担当する仕事を減らせ！」と言われるも、上司を説得し、働き続ける。1年目からは異例の監査の現場責任者(主査)に抜擢され、国内上場企業の法定監査のみならず、米国・EU(欧州連合)の上場企業の法定監査や内部統制監査・コンサルティング、独立行政法人・特殊法人等の監査・会計コンサルティング、医療法人の財務コンサルティング等、幅広い業務を精力的にこなす。

監査実務を一通り学んだ後、監査する側ではなく、監査される側の決算・開示実務の苦労を学ぶため、東証上場企業財務経理部門に勤務。決算・開示実務全般を担当する。

上場企業であっても、多くの会社で決算・開示の「仕組み」が出来ていない現状を目の当たりにし、世の中の企業の経理・決算・開示業務変革の役に立ちたいという思いから、2005年、財務会計コンサルティングの株式会社リガヤパートナーズを設立、代表取締役就任。「経理を変えれば、会社は変わる！」との信念に基づき、上場企業から中小零細企業まで、幅広い会社の経理の仕組みづくりに貢献し、多くの経営者から圧倒的な支持を得る。

2008年、経営者でなく職人として会計・開示の研究に没頭するため武田公認会計士事務所として再独立。
同年、財務会計コンサルティングのMAAS LLC設立・パートナー就任(現任)、会計・税務支援の北浜総合会計事務所パートナー就任(現任)、開示決算支援会社の株式会社スリー・シー・コンサルティング顧問就任。
2009年、株式会社スリー・シー・コンサルティング コンサルティング事業部部長就任。

現在、「経営と会計をつなぐアドバイザー」として、コンサルティング、セミナー、執筆を通し、経営者・起業家へ会計を分かりやすく伝える仕事を行っている。

会計・開示・IFRS等の最新情報を配信しているブログ「CFOのための最新情報」(http://blog.livedoor.jp/takeda_cfo/)は、月間のべ10万人以上が閲覧中。会計情報ポータルサイト「3C Library」(<http://library.3cc.co.jp/>)を2009年10月に立ち上げ、会計情報の整理・体系化を行い、日本NO.1の会計情報サイトを目指している。雑誌「会計人コース」「税務弘報」でコラム連載中。日本経済新聞、その他雑誌出稿多数。

【お問い合わせ方法】 武田公認会計士事務所のホームページよりお願いします。



【主な著書】



2010年春頃 IFRS関連本を複数冊
出版予定



■セミナー内容

1	決算早期化の達成状況	...	3
2	決算早期化を実現した会社の特徴	...	6
3	決算早期化が達成できない原因	...	7
4	決算早期化を達成する経理の仕組み	...	8
5	ディスクロージャー制度の行方	...	16

* 本資料は、武田公認会計士事務所の書面による事前の合意なしに、複写、引用、または第三者の閲覧に供してはならない。

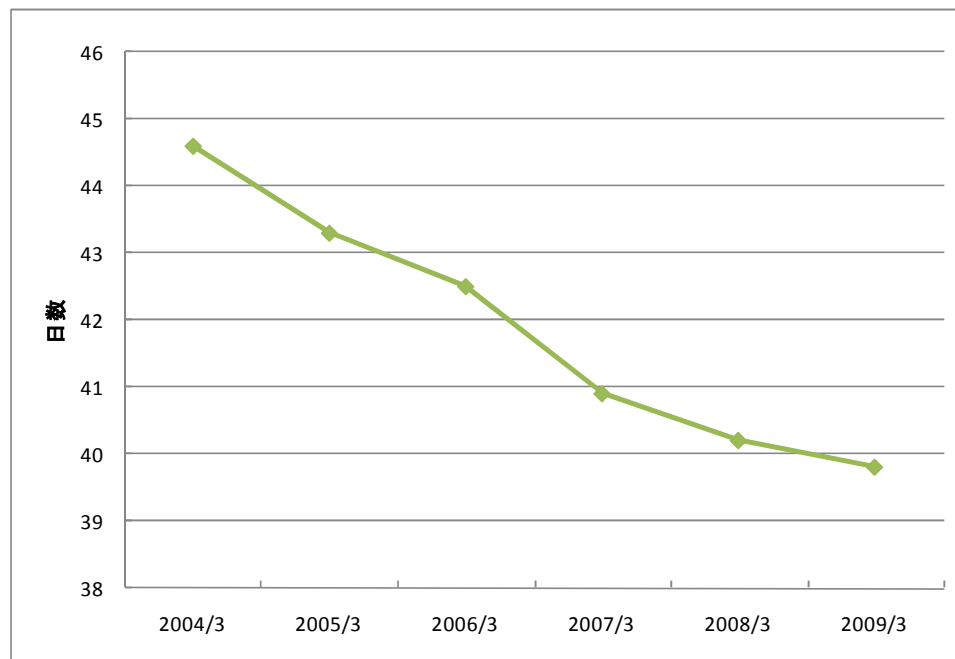
* 本資料は、2009年12月31日時点における法令・規則・報道等に基づいて書かれている。その後の法令等の改正により、記載内容との差異が発生する可能性がある点、ご了解頂きたい。

1. 決算早期化の達成状況 ①

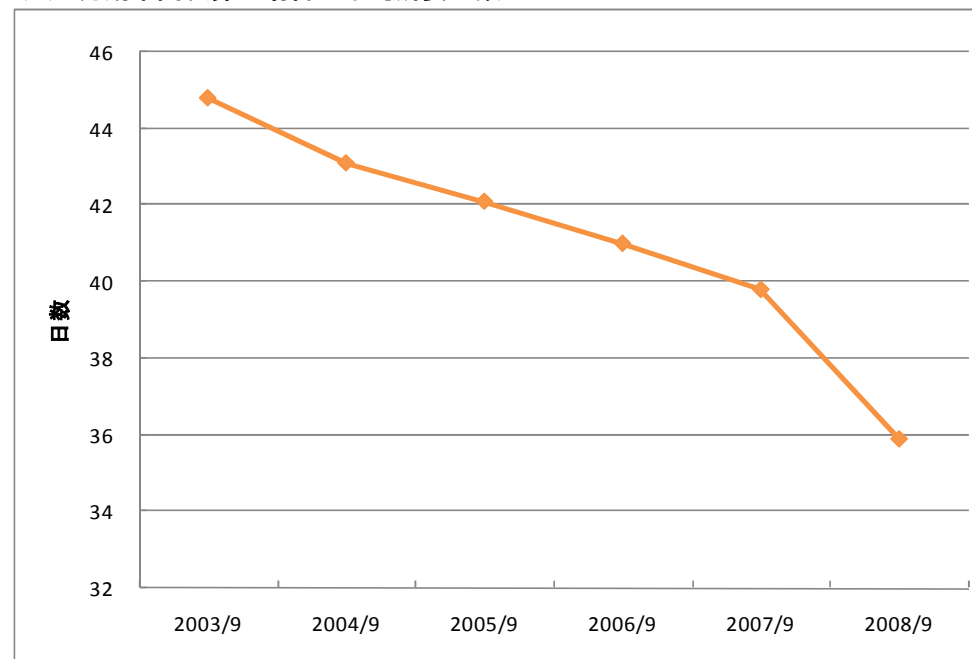


■ 決算短信発表平均所要日数

(1) 3月期本決算の場合の平均所要日数



(2) 9月期中間決算の場合の平均所要日数



【出所】東証HP、武田雄治『これならできる！ 決算早期化の仕組みと実務』（中央経済社、2009年）

決算短信発表の平均所要日数は、年々早期化しているが、2009/3月期で**平均39.8日**。
東証が「望ましい」(*1)としている30日以内開示の達成は、まだまだ厳しい状況にある！

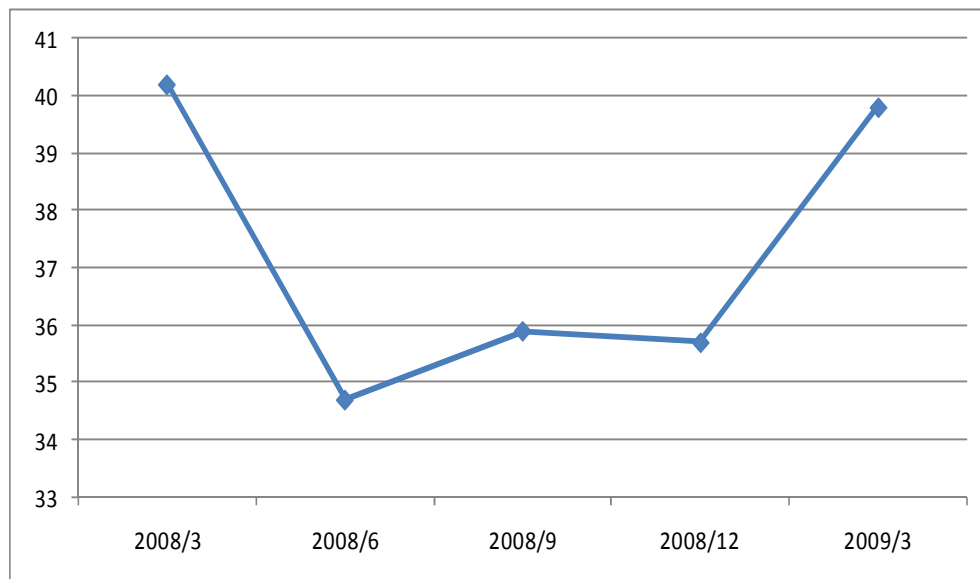
(*1) 東証『決算短信の総合的な見直しに係る決算短信様式・作成要領の公表について』（2006年8月29日付）

1. 決算早期化の達成状況 ②



■決算短信発表平均所要日数

(3)前期の四半期ごとの平均所要日数



四半期決算(1Q～3Q)は、34～36日で開示しているが、
年度決算(4Q)は、39.8日を要しており、
年度決算における決算早期化は一層厳しい状況
にあるといえる！

【参考】四半期報告書についての罰則規定

- 1 重要事項について虚偽の記載がある四半期報告書を提出した場合には、罰則として、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科(個人)、5億円以下の罰金(法人)が規定されている(金融商品取引法197条の2第6号、207条1項2号)。また、四半期報告書を提出しない場合については、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または併科(個人)、1億円以下の罰金(法人)が規定されている(金融商品取引法200条5号、207条1項5号)。
- 2 なお、重要事項について虚偽の記載がある四半期報告書を提出した場合には、課徴金の対象となる(金融商品取引法172条の2第2項)。

【参考】四半期報告書提出遅延により東証の対応

金商法における四半期報告書制度の導入に伴う対応
(5)四半期報告書の提出遅延への対応
四半期報告書(四半期レビュー報告書を含む。)の提出遅延に対する上場制度上の取扱いは、現行の有価証券報告書等における取扱いと同様とします。

※現行、有価証券報告書等が法定期限までに提出されないこと又は提出できる見込みがないことは適時開示の対象であり、当該事象に該当する場合には監理銘柄(確認中)へ指定し、**法定期限経過後1か月以内に提出されない場合は、当該銘柄の上場を廃止することとしています。**

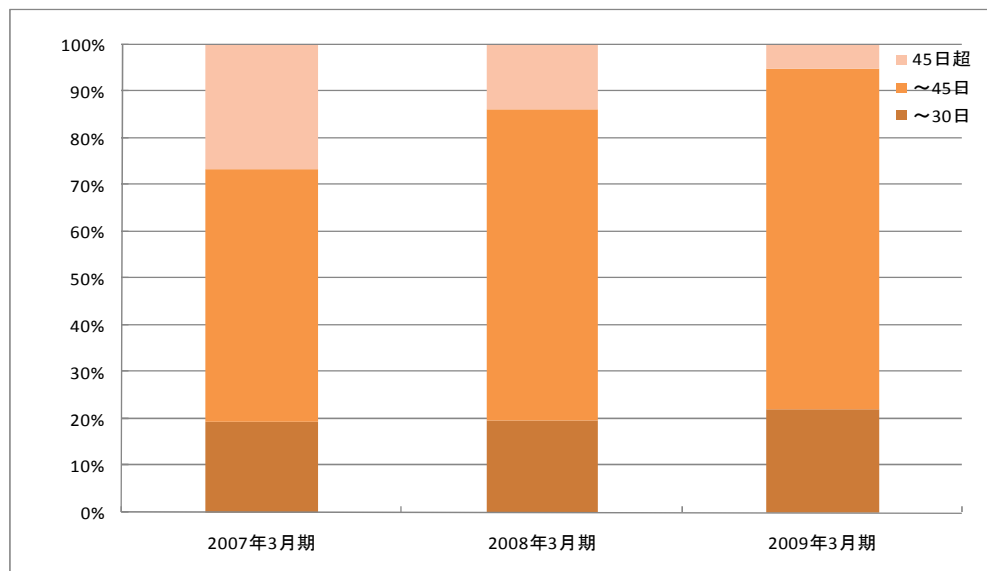
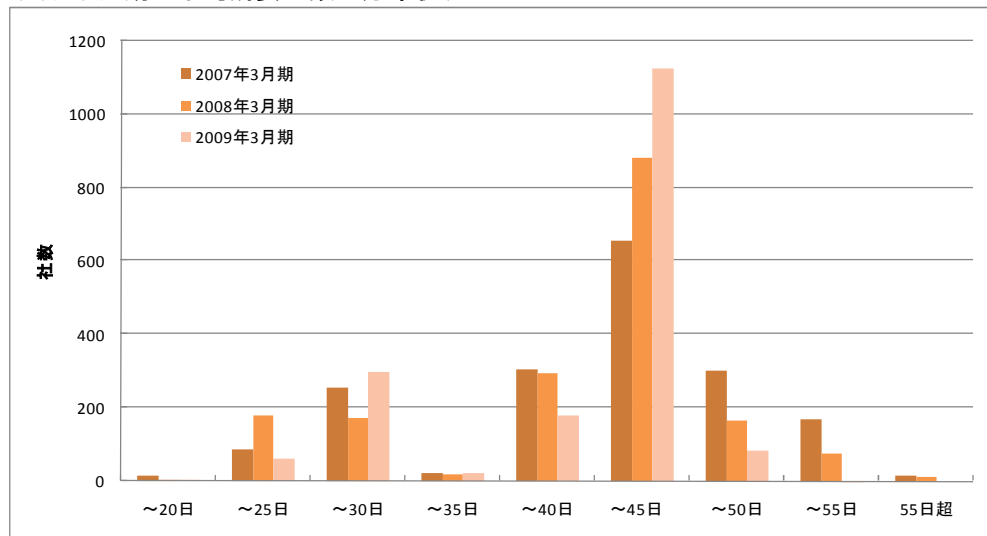
※提出初年度における監理銘柄(確認中)及び整理銘柄への指定については、実務の状況を勘案して、現行の指定に係る期限からそれぞれ15日延長して適用することとします。

1. 決算早期化の達成状況 ③

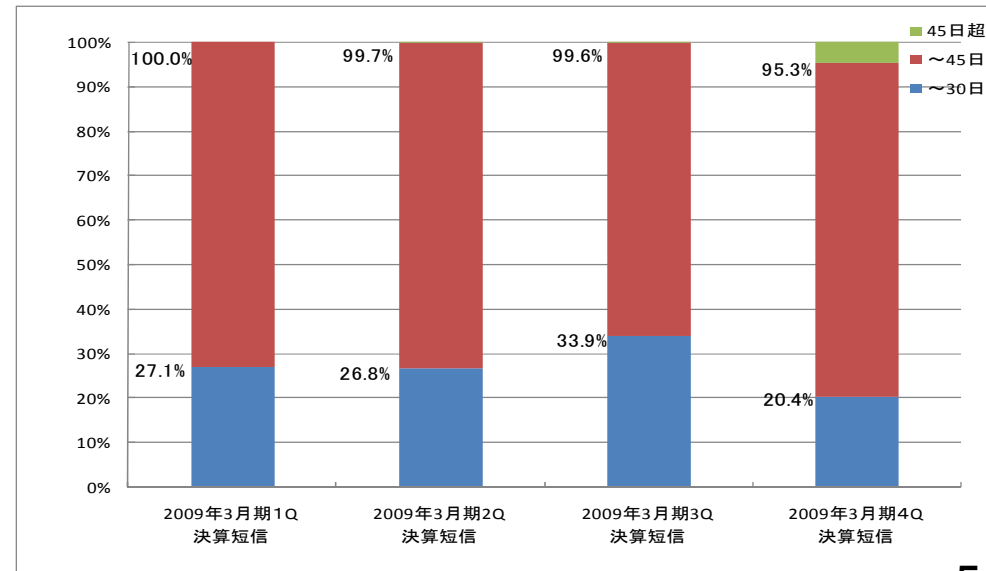
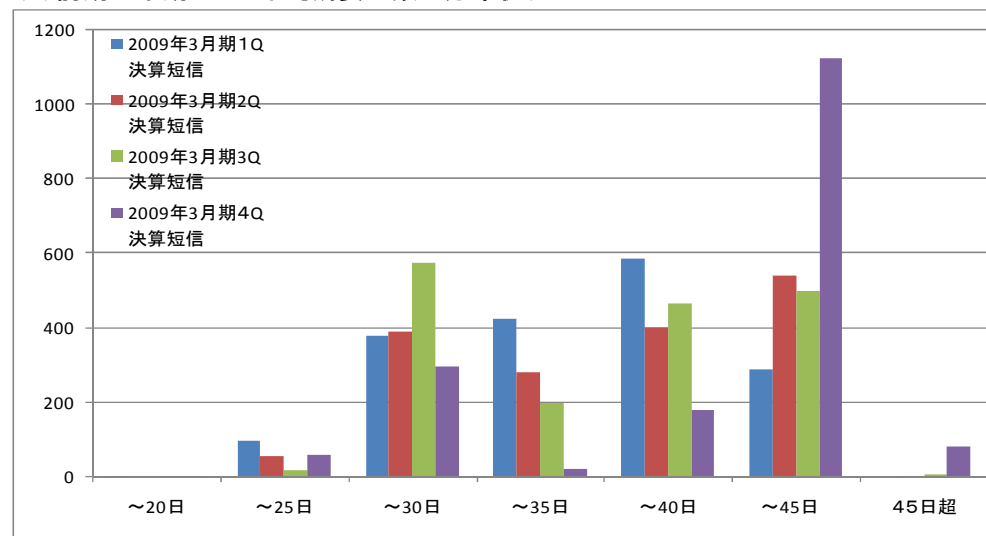


■ 決算短信発表平均所要日数

(4) 過去3期の平均所要日数の分布状況



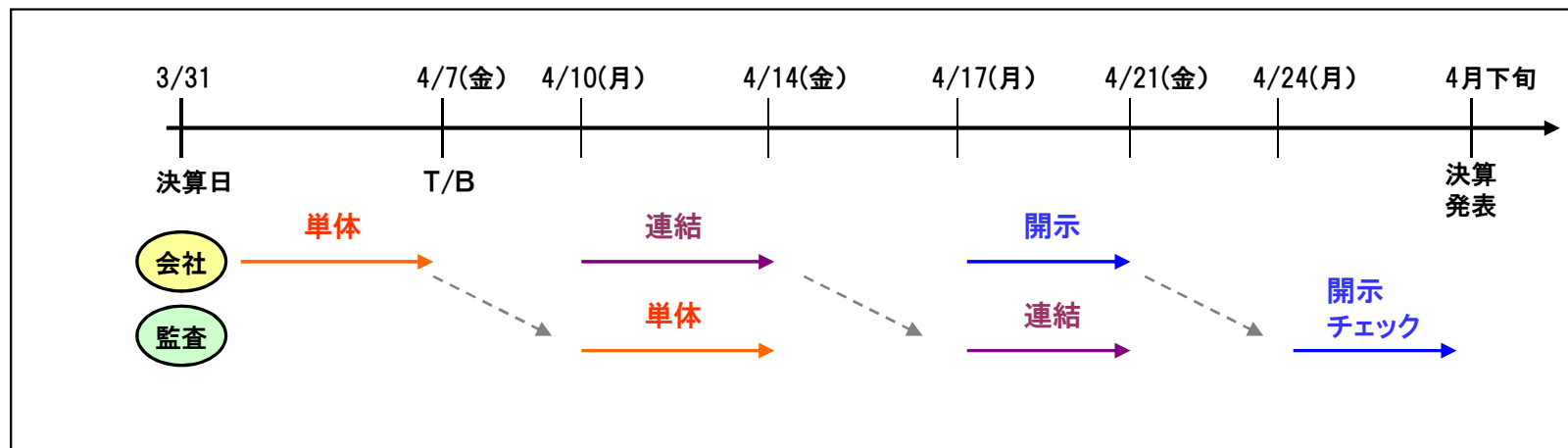
(5) 前期四半期ごとの平均所要日数の分布状況



2. 決算早期化を実現した会社の特徴



■30日以内に決算発表を行う会社の決算スケジュール（某東証一部上場企業の事例）



【出所】武田雄治『これならできる！決算早期化の仕組みと実務』（中央経済社、2009年）

■決算発表が早い会社の特徴

- 決算作業がベルトコンベア化されている
 - ・「単体決算」→「連結決算」→「開示資料作成」といった一連の作業が、ベルトコンベア化されている。
 - ・「会社の決算作業」→「監査法人の監査業務」が、ベルトコンベア化されている。
- 監査前のT/B(試算表)ができるタイミング(決算仮締めタイミング)は、だいたい5～7営業日であり、特別早いわけではない。

（但し、決算短信を10営業日以内に公表している会社は、1～2営業日でT/Bが完成している。）
- 本社以外の、子会社、支店、事業所、営業所の管理も徹底している。
- 連結、開示に強い。
- スケジュール通りに作業が進捗する。
- 監査がスムーズに進捗する。

（資料の提出がスムーズである、資料が体系化されている、監査に使える資料を作成している、イレギュラー取引等を事前に明確にしている 等）

【参考】早期決算発表会社の分布(東証上場企業)

	2009年3月期 第1四半期	2008年3月期	2007年3月期
5日以内開示	0	3	3
6～20日以内開示	4	2	4
21日～30日以内開示	480	350	345
早期発表会社数	484	355	352

3. 決算早期化が達成できない原因



■ 単体決算が遅い原因

- (1) 業務フローに問題がある場合
- (2) 業務分担が不明確である場合
- (3) スケジュール管理が徹底されていない場合
- (4) 事前準備不足の場合

■ 連結決算が遅い原因

- (1) 子会社側に問題がある場合
(例: 子会社からの連結パッケージの精度が低い、作成が遅い)
 - ① インストラクション(決算業務指示書)がない
 - ② 連結パッケージに問題
 - ③ 直接指導していない
- (2) 親会社側に問題がある場合
(例: 親会社の連結精算表作成に時間がかかりすぎる)
 - ① 人の問題
 - ② アウトプット資料の問題
 - ③ 連結精算表作成上の問題

■ 開示業務が遅い原因

- (1) 基礎資料なくしての開示資料作成
- (2) 開示資料作成段階での基礎資料作成
- (3) 開示資料・基礎資料のチェック不能

■ 監査に時間がかかり過ぎている原因

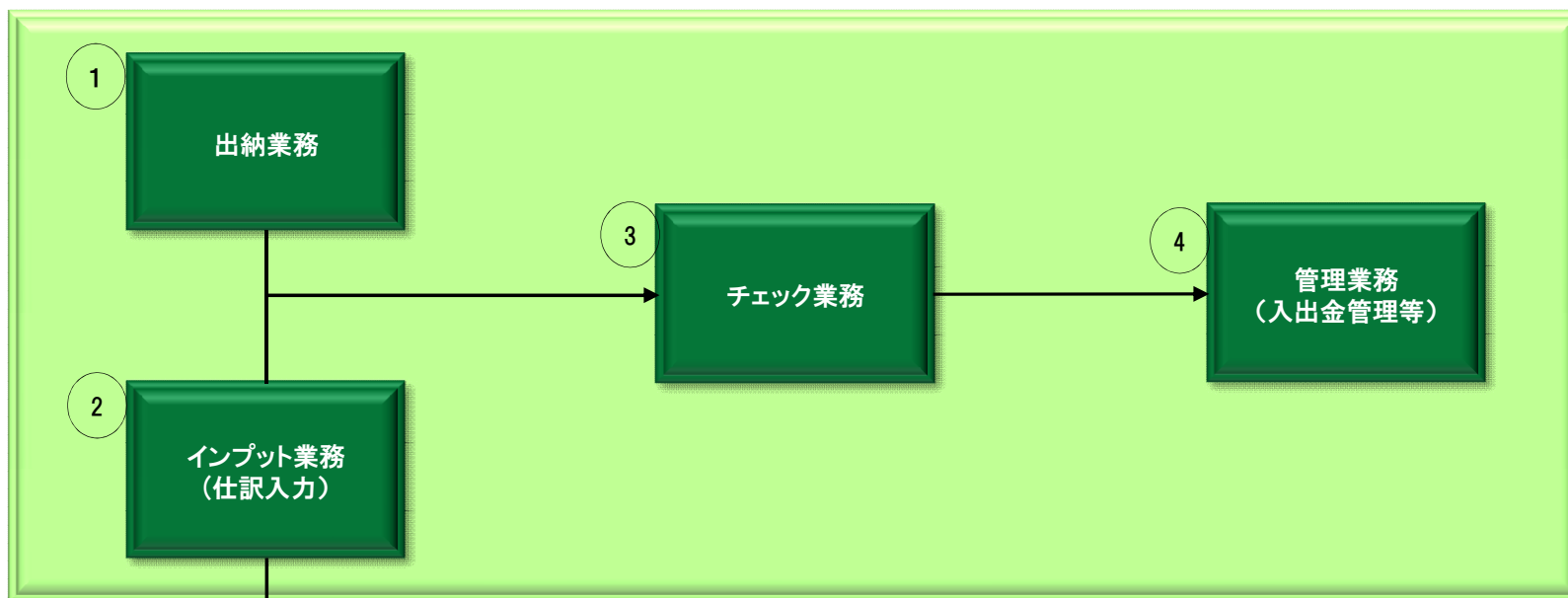
- (1) 監査の日程が長すぎる
- (2) 監査のタイミングが悪い

4. 決算早期化を達成する経理の仕組み ①



■経理部の あるべきフロー

経理の
日常業務



経理の
決算業務

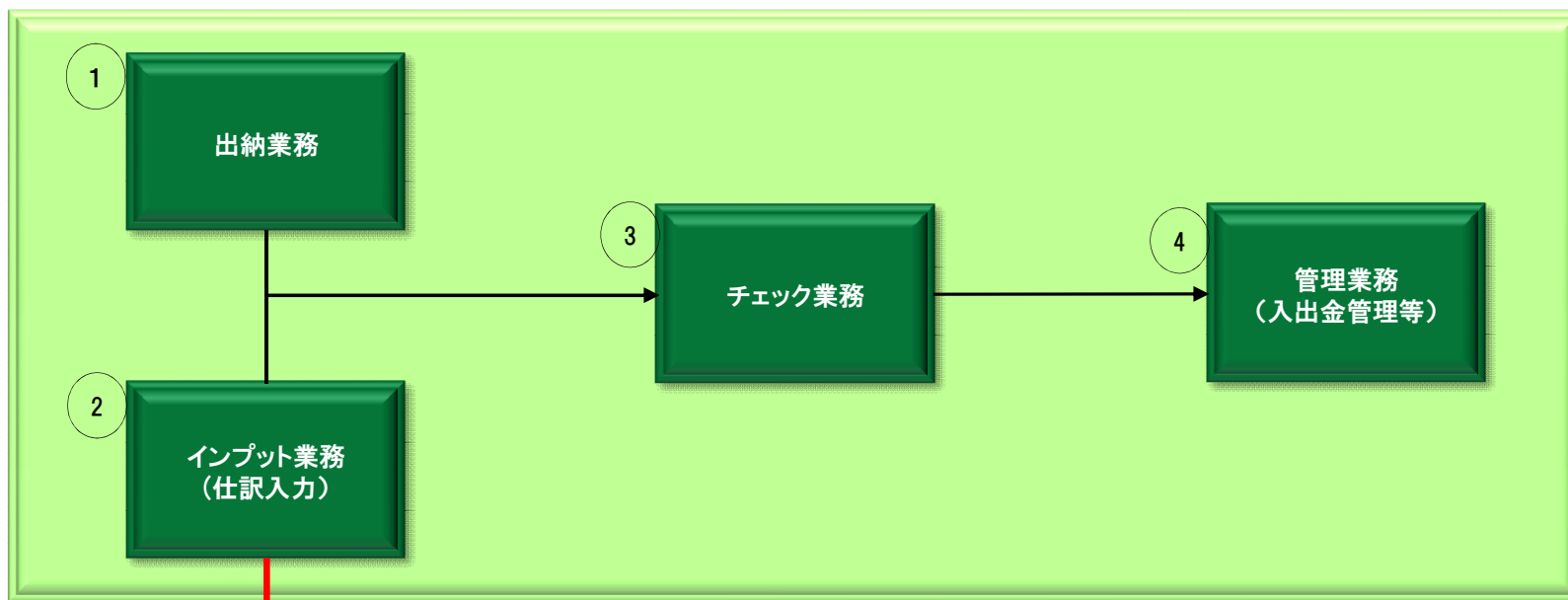


4. 決算早期化を達成する経理の仕組み ②

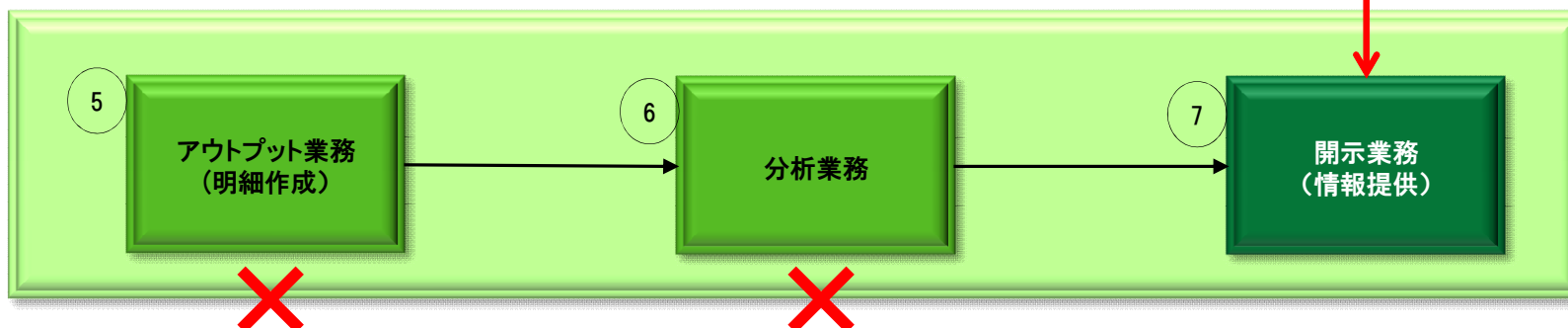


■多くの上場企業で見られる 経理部のフロー

経理の 日常業務



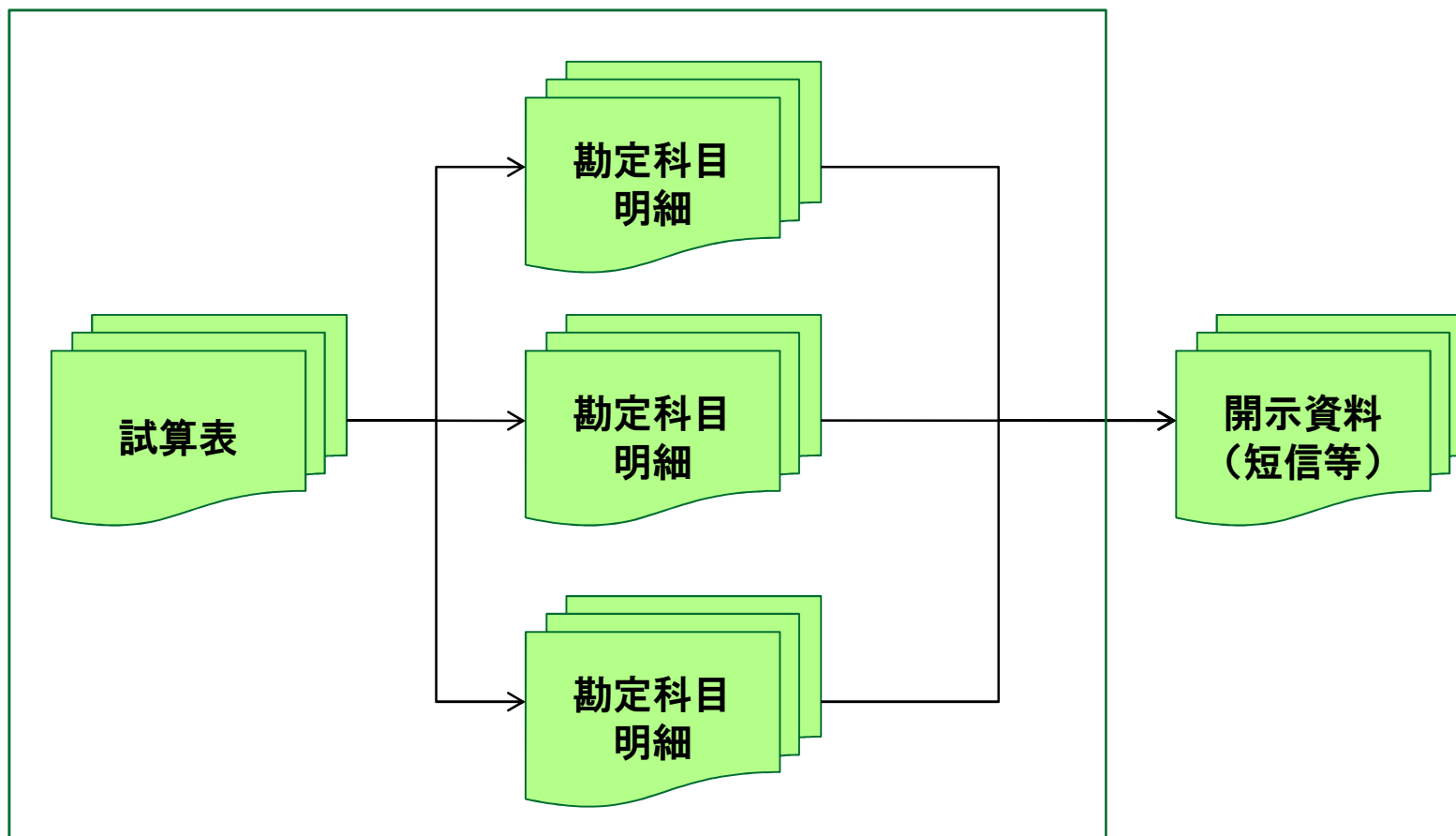
経理の 決算業務



4. 決算早期化を達成する経理の仕組み ③



■一般的なアウトプット法



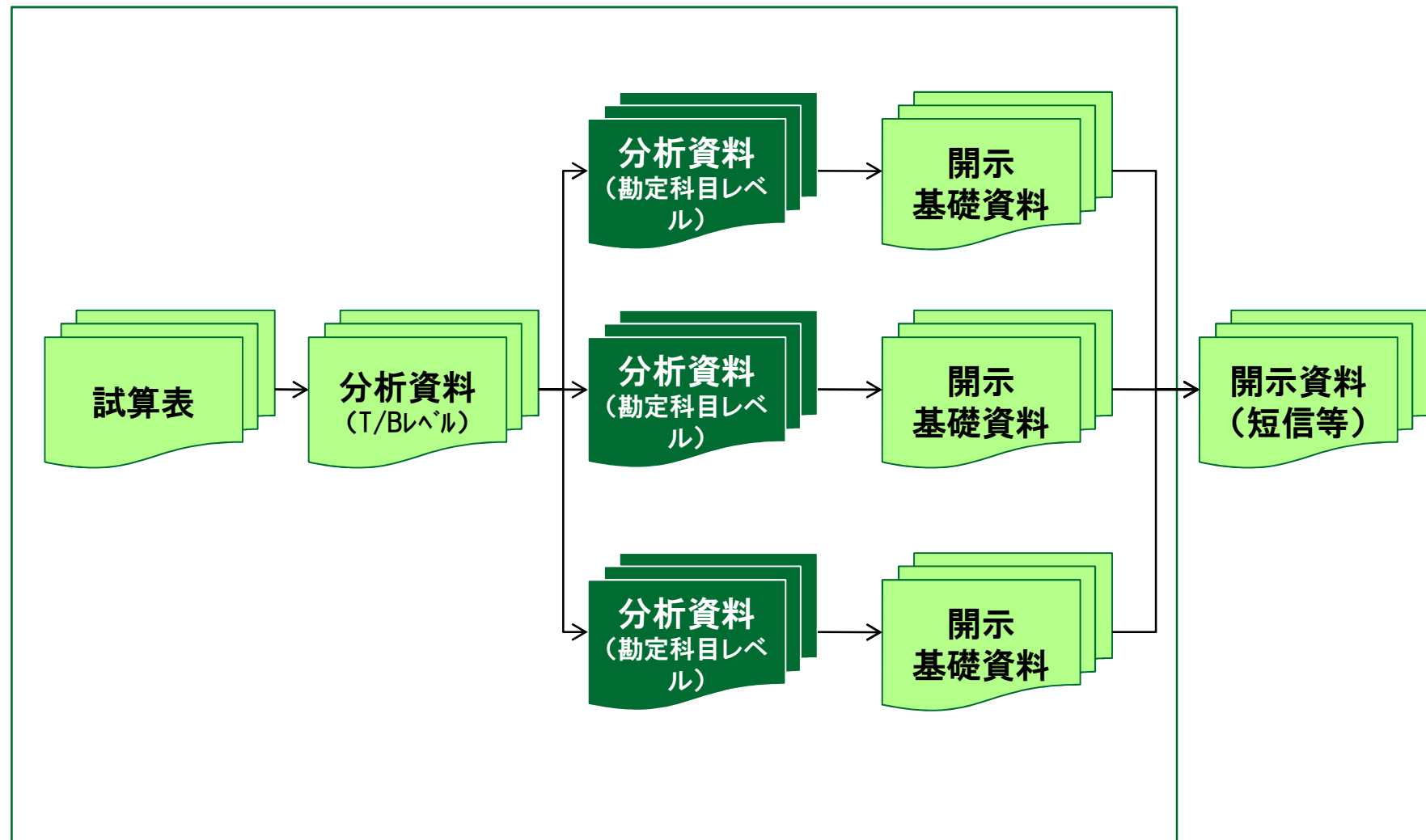
●問題点 → 下流工程の業務を増大・煩雑にさせている

- ・会計システムから出力した勘定科目明細は、分析業務・会計監査に**全く**役に立たない！
- ・開示資料と**全く**リンクしていない！

4. 決算早期化を達成する経理の仕組み ④



■あるべきアウトプット法



4. 決算早期化を達成する経理の仕組み ⑤



■従来のアウトプット資料

現金明細 20X9年3月31日		
取引先(コード)	取引先(名称)	期末残高
001	本社	550,834
002	関西支店	320,748
003	九州支店	258,517
	合計	1,130,099

当座預金明細 20X9年3月31日		
取引先(コード)	取引先(名称)	期末残高
100	A銀行/本店	50,155,000
101	A銀行/本店	23,476,494
102	A銀行/本店	6,462,335
	合計	80,093,829

普通預金明細 20X9年3月31日		
取引先(コード)	取引先(名称)	期末残高
200	A銀行/本店	139,005,930
201	A銀行/品川支店	307,374
202	A銀行/品川支店	5,338,140
205	A銀行/渋谷支店	2,609,942
206	A銀行/渋谷支店	8,970,047
207	A銀行/渋谷支店	67,704,943
210	B銀行/丸の内支店	69,426,087
211	B銀行/丸の内支店	7,870,992
213	B銀行/神保町支店	99,307,907
215	B銀行/表参道支店	41,633,847
220	C銀行/本店	2,016,539
230	D銀行/六本木支店	39,112,966
240	E銀行/銀座支店	3,992,405
242	E銀行/新橋支店	446,472
243	郵便局/ばるる	1,785
	合計	487,745,376

4. 決算早期化を達成する経理の仕組み ⑥



■リードシート 作成例

株式会社ABC

C100

現金預金 Lead Sheet

(単位:円)

		20X8/03	20X8/06	20X8/09	20X8/12	20X9/03
現金	<C110>	2,226,796	1,351,373	2,141,273	2,186,596	1,130,099
当座預金	<C120>	64,837,627	89,174,336	12,629,773	69,408,764	80,093,829
普通預金	<C120>	363,687,484	369,606,405	410,615,517	480,705,528	487,745,376
現金預金 合計		430,751,907	460,132,114	425,386,563	552,300,888	568,969,304

<注記情報: 現金及び現金同等物の期末残高>

現金及び預金	430,751,907	460,132,114	425,386,563	552,300,888	568,969,304
有価証券	0	0	0	0	0
計	430,751,907	460,132,114	425,386,563	552,300,888	568,969,304
預入期間3か月超の定期預金	0	0	0	0	0
現金及び現金同等物	430,751,907	460,132,114	425,386,563	552,300,888	568,969,304

<変動分析>

20X8/03

異常な変動はない

20X8/06

異常な変動はない

20X8/09

20X8/9にA銀行へ短期借入金500,000,000円返済したが、同時期にA銀行より同額借り入れたため、これによる変動はない。
今Qの売上高が128億円と、前Q売上高110億円と比べて大きく増加したことにより、全体として預金残高が増加した。

20X8/12

20X8/12に関係会社××リゾートへの貸付金のうち80,000,000円の返済を受けたことにより、預金残高が増加した。

20X9/03

異常な変動はない

4. 決算早期化を達成する経理の仕組み ⑦



■アウトプット業務の問題点

- (1)アウトプット資料が充実していない
- (2)アウトプット資料が検証不能である
- (3)アウトプット資料の検索に時間がかかる



■アウトプット資料作成の3原則

- (1)アウトプット資料の充実化
- (2)アウトプット資料の検証可能性
- (3)アウトプット資料の検索時間ゼロ化



■解決策

たった2つ！
(リードシート、リファレンスナンバー)

5. ディスクロージャー制度の行方 ①



▼日本経済新聞 2009年11月30日朝刊

傍聴席

◎…上場企業の情報開示をめぐりルールが大きく変わりつつある。日本の会計基準を国際会計基準に一致させるための制度変更が続いているためだが、公認会計士の武田雄治氏は「制度や開示ルールが毎月のように変わり、企業の経理部や監査法人は疲弊している」と現状を指摘する。

◎…上場企業の開示は金融商品取引法と会社法、証

公認会計士

武田 雄治氏(34)



開示規則の重複見直しを

券取引所の規則の3つが根拠で重複する部分も少なくない。「金商法に基づく四半期報告書と適時開示の四半期決算短信を一本化するなど、法律や規則の垣根を越えた見直しが負担軽減には必要」と提言している。

5. ディスクロージャー制度の行方 ②



■ 四半期決算短信は廃止される？

- ・東証上場企業1,785社のうち、決算短信と四半期報告書の同時開示の会社が184社(全体の10.4%)もある
日数差3日以内の会社は506社(全体の28.6%)もある (2010年3月期第1四半期集計)

→「決算短信」の“決算速報版”という存在意義が薄れている実態

- ・東証の斉藤社長が「四半期決算短信の簡素化」を明言 (下記参照)

▼ 参考 (東証の斉藤社長の記者会見)

当然、皆さんのいろんな意見を聞いていかなければいけないと思います。ただ、世界で四半期決算を導入している先進国は日本とアメリカだけです。ヨーロッパにはない。では、ヨーロッパでは株主に対する情報が少ないかという、そんなことはないわけです。これは物の本に書いてあった話なので本当かどうか分かりませんが、カルパースの運用者に四半期報告が必要かと尋ねたら、年2回あれば十分だ、四半期でもらっても分析が大変だ、あまり意味がないという答えがあったようです。

四半期になれば透明性が上がり、年に2回だと透明性に欠けるのか。現実には四半期ごとの利益競争をやって、それをベースにストック・オプションの価格を決める。エンロンがその最たるものですが、粉飾でも四半期の数字を上げると株価が上がる。そして、ストック・オプションを行使して、何億円と儲けていたわけです。そういうことがやりやすい仕組みであることが本当に株主のためになるのか。

我々としては、世の中が落ち着いて、適正な価値を見出せる制度とはどのようなものだろうと真剣に検討したい。情報開示は取引所の基本ですから、決してそれを阻害するものではありません。

実際、海外の企業が東証にも多く上場していましたが、なぜ四半期報告が必要なのかとあって、上場を廃止したケースも少なくない。ヨーロッパ人から見ると、コストはかかるし、本国で必要ないものが、なぜ東京で必要なのかとなるわけです。そうやって東京から撤退した会社の株価が、ヨーロッパで情報開示の不足により下落しているかと言え、そんなことはないのです。

[出所]東証HP「記者会見要旨」(2009年9月29日)より

…四半期、四半期と騒がないほうがいいのではないかとというのが、私の考えです。年に2回でもよいのではないかと本当は思っています…

[出所]東証HP「記者会見要旨」(2009年10月29日)より

5. ディスクロージャー制度の行方 ③



■会社法計算書類は省略される？

- ・日本公認会計士協会、「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言」を発表

以下のような提言をしている

1. 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化
2. 有価証券報告書の提出時期の見直し（総会前提出の提言）
3. 個別財務諸表の開示の検討（個別開示の簡素化）
4. 金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化

- ・日本公認会計士協会の増田宏一会長が、10月13日、千葉景子法務大臣を訪問
→ディスクロージャー制度の一元化等について「要望書」を提出

- ・民主党公開会社法プロジェクトチーム(PT)は、7月に「公開会社法」の素案をまとめた
→金商法と会社法の開示制度の統合の検討、東京証券取引所とも連携し、同法施行までは東証の上場規則による先行実施を働き掛け

▼参考（「要望書」の抜粋）

3. 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化について

上場会社の株主・投資家の受け取る財務情報の質・量、比較可能性、有用性等の観点から、金融商品取引法と会社法における財務情報の実質的な一元化について検討いただきたい。財務情報の実質的な一元化の方法として、上場会社は有価証券報告書の財務諸表の作成により、会社法上の計算書類の作成がなされたものとみなす(つまり、株主・投資家向けに開示される財務情報として有価証券報告書の財務情報のみを作成する。)といった方法が考えられる。

4. 金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化について

上場会社については、財務情報の実質的な一元化と合わせて、金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化について検討いただきたい。監査制度の一元化の方法として、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査により、会社法に基づく計算書類の監査がなされたものとみなすといった方法が考えられる。

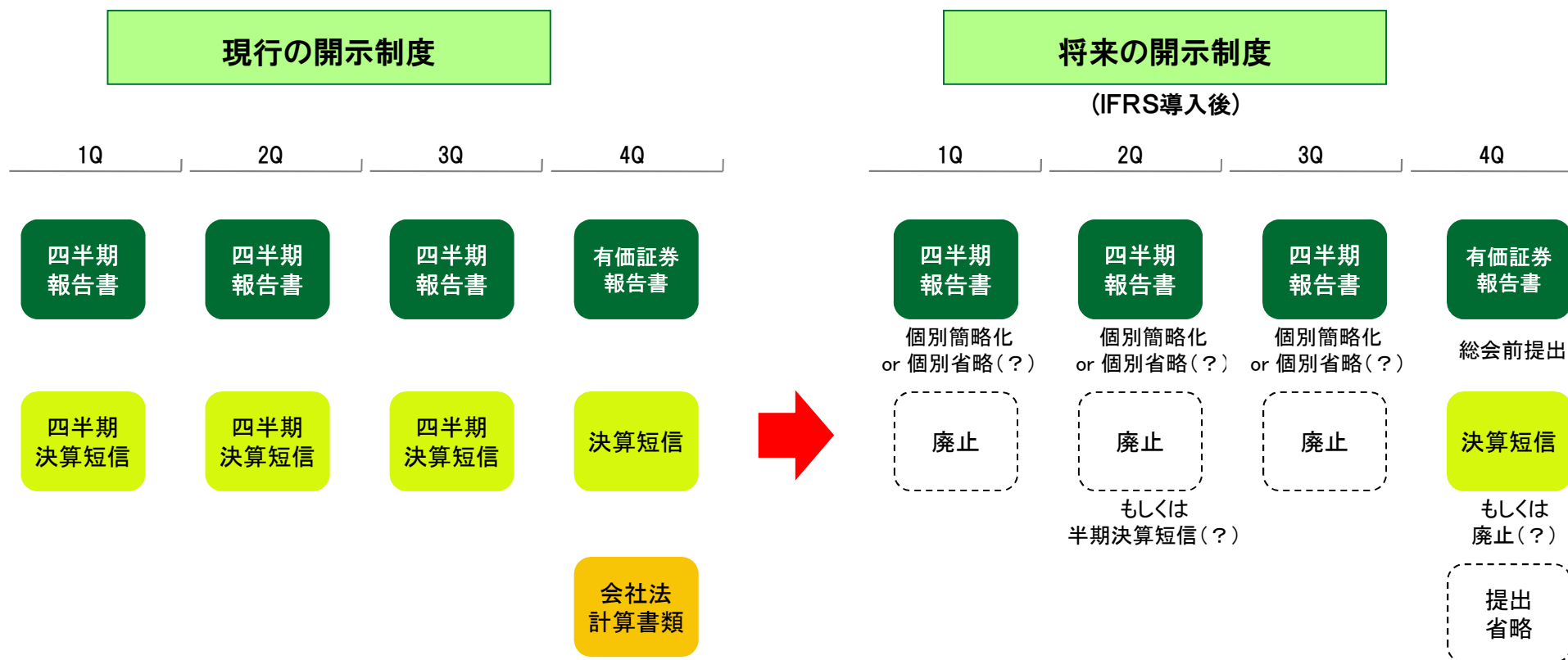
[出所] 日本公認会計士協会HPより

5. ディスクロージャー制度の行方 ④



■IFRS導入後の開示書類とは？（私見）

・IFRS強制適用のタイミング(早ければ2015年3月期)までに、現在の開示制度は大きく変わると思われる。



(注意)「将来の開示制度」は、あくまで本時点(2009年11月時点)における私見であり、決定事項ではございませんので、今後の制度改正・開示ルール改正の際は、ご注意ください。

5. ディスクロージャー制度の行方 ⑤ ~2009年度以降のコンバージェンスの動向



■コンバージェンス計画表(一部抜粋)

2009年		2010年		2011年	
7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月

備考

●既存の差異に関連するプロジェクト項目

企業結合(ステップ2) (フェーズ2関連(*1)、のれんの償却等)	DP			ED		FN
財務諸表の表示 (包括利益、非継続事業等)	DP	ED	FN			
無形資産		DP		ED		FN
過年度遡及修正 (会計方針の変更等)		FN				

企業結合専門委員会が対応(ステップ1は08年12月に終了) (「無形資産」と合わせて公表)
財務諸表表示専門委員会が対応
無形資産専門委員会が対応 (「企業結合(ステップ2)ーフェーズ2関連、のれんの償却等」と合わせて公表)
過年度遡及修正専門委員会が対応

FN Final :
会計基準/適用指針等(最終)

ED Exposure Draft
公開草案

DP Discussion Paper
論点整理・検討状況の整理

Com Comment
IASBのDP/EDに対する
コメントの検討・作成

●IASB/FASBのMOUIに関連するプロジェクト項目

連結の範囲				ED				FN	特別目的会社専門委員会が対応 IASBのFinalは2009年第4四半期に公表予定
財務諸表の表示 (フェーズB関連(*1))		DP			Com	(DP) *2		ED	財務諸表表示専門委員会が対応 IASB/FASBのEDは2010年第2四半期に公表予定
収益認識		DP			Com	(DP) *2		ED	収益認識専門委員会が対応 IASB/FASBのEDは2010年第2四半期に公表予定
負債と資本の区分					Com				負債資本WGが対応 IASB/FASBのEDは2010年第1四半期に公表予定
金融商品	保有目的区分の変更			ED	FN				金融商品専門委員会が対応 2010年3月までの暫定措置である実務対応報告26号の見直し
	分類・測定	Com						ED	金融商品専門委員会が対応 IASBのEDは2009年7月に公表予定
	減損			Com				ED	金融商品専門委員会が対応 IASBのEDは2009年第4四半期に公表予定
	ベッジ会計			Com				ED	金融商品専門委員会が対応 IASBのEDは2009年第4四半期に公表予定
公正価値測定・開示		DP	Com			ED		FN	金融商品専門委員会が対応 IASBのFinalは2010年第2四半期に公表予定
退職給付	ステップ1 (*3)					ED			FN
	ステップ2 (*3)			Com					ED
リース			Com					Com	リース会計専門委員会が対応 IASB/FASBのEDは2010年下期に公表予定
認識の中止			Com		DP				特別目的会社専門委員会が対応 IASBのFinalは2010年下期に公表予定

- (*1) IASBでのプロジェクトの呼称である。
(*2) IASB/FASBの動向を踏まえ、必要に応じ、検討の方向性を示すものを想定している
(*3) ステップ1は、退職給付債務及び勤務費用の期間帰属や未認識項目のオンバランス化、開示の拡充などを想定している。
ステップ2は、IASBの動向を踏まえて検討する。
【出所】ASBJホームページ
(https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_20090902.jsp)

3C Library

ホーム お問い合わせ FAQ サイトマップ

IFRS特集 フレームワーク リサーチ オーディオセミナー メールマガジン データベース 統計情報

スリー・シー・ライブラリー (3C Library) は、会計プロフェッショナルのために、会計・決算・開示・IFRS・コンバージェンスに関する価値ある情報を配信するサイトです。

詳細はこちら

IFRS特集
IFRS (国際会計基準) への対応、今、何をすべきか？
—IFRSでこう変わる！ IFRSの実像と対策—

フレームワーク
最新の会計基準をA4一枚で図解しました。難解な会計基準も「フレームワーク」によりひと目で分かります。

リサーチ
会計・決算・開示等に関する小冊子・レポートのダウンロードができます。書籍等では得られない情報をリサーチしました。

オーディオセミナー
セミナー・研修のDVD・見聞者へのインタビューDVDを販売しております。自己啓発や社内研修にご活用いただけます。

メールマガジン
法令改正、規則、指針、端点の整理等の最新の情報を最速でお届けします。タイムリーな会計基準のキャッチアップにご利用いただけます。

データベース
過去の公表されたIFRS、我が国の会計基準、開示ルール、その他各種公表物等のデータベースです。

統計情報
開示書類・事例や法令の検索などをサポートするデータベースをご紹介します。

■会員の方
ユーザーID
パスワード
ログイン
ユーザーID、パスワードを忘れた方はこちら
■会員登録がまだの方
新規会員登録

会計情報Blog
CFOのための最新情報

CCC 3CC主催セミナー情報

トピックス・新着情報

2009.10.30 | オーディオセミナーを更新しました。
2009.10.30 | 資産除去債務に関する会計基準を更新しました。
2009.10.30 | 棚卸資産の評価に関する会計基準を更新しました。

IFRS/コンバージェンスなど
会計・決算・開示に関する情報をタイムリーに配信する
会計情報専門ポータルサイト オープン

OPEN

3C Library

メンバー特典

特典
1

メンバー限定コンテンツのダウンロード

新会計基準をA4サイズ1枚で図解した「フレームワーク」など、メンバーの方のみ閲覧・ダウンロードできるコンテンツがあります。

特典
2

セミナー情報のお知らせ

IFRS対策や決算早期化等のセミナー・研修を随時実施しております。過去のセミナー・DVDも、お求めいただけます。

特典
3

スリー・シー・メールマガジンの無料購読

会員登録すると、会計・開示に関する法令・規則等の変更・改正情報をどこよりも早く、どこよりも詳しくお届けします(希望者のみ)。ブログ「CFOのための最新情報」の執筆者である公認会計士 武田雄治が責任監修

登録
無料

詳細・ご登録はこちらから → <http://library.3cc.co.jp>